

～市民と行政がともに考える原子力防災～

米原市の原子力防災に関する提言書



令和3年（2021年）3月22日

米原の原子力防災を考える市民委員会

目 次

はじめに	1
【提言1】 安定ヨウ素剤に関することについて	2
【提言2】 原子力災害発生時の退避・避難体制について	3
【提言3】 市民への広報・情報提供に関することについて.....	4
【提言4】 研修・訓練等を通じた学習機会の提供について.....	5
【提言5】 原子力災害対策に必要な資機材の整備について.....	6
資料編	
1 米原の原子力防災を考える市民委員会の開催経過（概要）	7
2 米原の原子力防災を考える市民委員会設置要綱	10
3 米原の原子力防災を考える市民委員会 委員名簿.....	12

【はじめに】

米原の原子力防災を考える市民委員会（以下「市民委員会」という。）では、市民と行政が、ともに原子力についての正しい知識を学び、原子力防災について考える場が必要であるとの思いを共有し、市民の安全の確保の視点に立ち、原子力防災の在り方を考えるため、平成 31 年（2019 年）3 月に第 1 回目の市民委員会をスタートさせ、5 回にわたり会議を開催してまいりました。

この原子力の問題については、日本のみならず、世界中でも様々な意見や考え方があり、エネルギーの問題をはじめとして、私たちの暮らしに関わる重要な課題として将来に向けて様々な議論が展開されているところですが、私たちは、東日本大震災での原発事故の災害に加え、近年、激甚化する各地の災害禍の教訓のもと、想定を超えた自然災害に対する防災対策を進めていくことが、今の時代に強く求められていると感じているところです。

そこで、市民委員会での学びの機会を得ながら、原子力災害に対する正しい理解を深め、「私たちにどのような影響があるのか」、「今後の原子力防災対策をどのように取り組むべきか」など、意見交換や議論を重ねる中で、私たちの原子力防災への思いを集約し、市民の立場から、現行の市の地域防災計画（原子力災害対策編）を、より多くの市民の皆さんと共有し、より具体的な対策につなげていくための提言をとりまとめました。

折りしも、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日の東日本大震災および巨大津波、福島第一原子力発電所の事故という未曾有の複合災害から 10 年を迎え、今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられる現実があることも含め、原子力発電所からおおむね 35 km から 60 km の距離にある米原市の現状や懸念を踏まえ、市民の安全・安心対策の充実が図られ、より一層、災害に強いまちづくりの取組が進むことを願い、次に掲げる 5 つの項目を提言いたします。

米原の原子力防災を考える市民委員会

【提言1】安定ヨウ素剤に関することについて

現在、市では、全住民分の安定ヨウ素剤を市内1か所（米原診療所）で備蓄・保管され、原子力災害発生後に、この1か所で配布する計画となっています。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくの予防・低減に非常に有効なものでありますが、甲状腺の被ばくは、放射性ヨウ素を吸入するまでの24時間以内に服用することで、90%以上の抑制効果があるため、飲む（服用する）タイミングが最も重要であることを学びました。

このことから、緊急事態が発生した場合に、安定ヨウ素剤が、適切なタイミングで効果的に予防服用できる環境や体制を整えていただき、市民の健康（甲状腺がんリスク）を守るため、より実行性のある対策を進められることを提言します。

【提言内容】

①安定ヨウ素剤の備蓄場所の拡充について

- ・現在の備蓄・保管場所は市内1か所のみであり、いざという時に迅速な対応ができるよう、複数の場所での分散備蓄による管理ができるように地理的状況を踏まえ、備蓄場所の拡充に努めてください。

②安定ヨウ素剤の配布等について

- ・予防服用に当たっての健康面や配布手順等の課題を検討した上で、希望者には、事前配布できる方向で体制の準備、取組を進められることを希望します。なお、配布に当たっては、安定ヨウ素剤の役割や服用方法などについての説明や学習の機会を作っていただき、家庭用備蓄を行う場合の更新対応についても、分かりやすい対応に努めてください。

▼参考）安定ヨウ素剤の服用時期

安定ヨウ素剤の服用時期	効果
放射性ヨウ素にさらされる24時間前	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した8時間後	40%の抑制効果
放射性ヨウ素を吸入した24時間後	7%の抑制効果

▼安定ヨウ素剤 (丸剤・内服ゼリー)



写真提供 日医工

【提言2】原子力災害発生時の退避・避難体制について

市民委員会の学習機会では、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原発の事故で、多くの人々が自主避難をされ、原発から30 kmから47 kmの距離にある福島県飯館村が全村避難となった例や他市の取組事例などの話を含め、原子力災害に対する備えのうち、特に避難の在り方についての課題を再認識いたしました。

米原市は、市内面積の3分の1が原子力発電所から半径50 km圏内に含まれていることから、市民等の被ばく回避を第一として、避難計画を作成することとなっていますが、「どこへ避難する」のような具体の記載は無く、滋賀県の計画においても、UPZ圏外の米原市の詳細な避難方法等を示されたものが作られていないため、放射線の影響や災害発生段階に応じた具体の避難計画を検討いただくことを提言します。

【提言内容】

①状況に応じた避難行動のための計画・具体的な避難場所の確保について

- ・現在、市で示されている災害事前対策の推進を図るため、原子力災害が発生した場合の退避および避難の計画について、屋内退避やコンクリート屋内避難を行うことの重要性を示すほか、市内外における具体的な避難場所を検討してください。（特に市外避難は難しい課題があると思いますが、検討をお願いします。）
- ・また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者の避難等の配慮に努めてください。

▼現在の市における退避および避難方法

- 1) 避難準備
- 2) 屋内退避
- 3) コンクリート屋内退避
- 4) 市内の安全な避難場所
- 5) 市外への避難 ※特に4・5の具体的な避難場所について
(市内で避難する場所のリストアップ、市外避難は災害応援協定先など)

②緊急時に広域避難に対応できる体制の整備について

- ・滋賀県では、原子力災害の発生に備え、避難先は、市内、県内を優先的に検討し、複合災害などにより、受入れが困難な場合は、県外（大阪府・和歌山県）へ避難する計画があります。しかしながら、UPZ圏内（高島市・長浜市）が優先されることが想定されるため、米原市独自の広域避難先の確保および避難体制の構築を検討してください。

【提言3】 市民への広報・情報提供に関することについて

米原市では、毎月、市内13か所で空間放射線量率の測定が行われ、ホームページで公表されています。市民委員会では、こうした市の対応を知り、とてもよい取組であることを共有するとともに、様々な情報があふれる中、万一の災害時は、市（行政）からの広報・情報が最も信頼できる情報源になることから、市民の立場として、市が住民に必要な情報を的確に伝えることが大切であるなどの意見を出し合いました。

この原子力災害の影響は、五感で分からない特殊性があることから、緊急時においては、市民の動揺や混乱が予想されます。

よって、市民等に対する広報・情報提供について、平常時の情報提供の充実を図る中で、緊急時の情報伝達・広報活動に努めていただくことを提言します。

【提言内容】

①平常時の情報提供について

- ・ 継続して市内での定期的な放射線測定を行い、広く情報発信を行ってください。
- ・ 災害発生時の対応が取りやすいように、平常時より、関係機関から収集した原子力防災に関する情報の提供に努めてください。
- ・ SNS等の活用を積極的に行ってください。
(日頃から、即効性のある情報伝達手段を有効活用することで、緊急時のための練習につながります。)

②緊急時の情報提供について

- ・ 緊急時の放射線量測定において、モニタリングによる測定値の公表は、迅速に行ってください。
- ・ また、放射線測定結果などの情報については、防災放送だけでなく、SNS等の情報ツールのほか、広報車による広報を行ってください。



【提言4】 研修・訓練等を通じた学習機会の提供について

市民委員会では、原子力防災に関する基礎的な知識を学ぶ貴重な時間を得ることができ、私たち委員にとっては、とても有意義なものとなりました。

一方で、特殊性のある原子力防災に関しては、初めて知ることばかりで、これからの米原の原子力防災の在り方を考える上で、市民に対する知識の普及や啓発により、ともに理解を深めていくことが大切であることを改めて認識しました。今後は、ぜひとも市民の皆さんへ原子力防災や放射線に関する研修・訓練等を通じた学習機会の場を提供いただくことを提言します。

【提言内容】

①研修・訓練等を通じた学習機会の提供について

- ・ 市民や団体等に対する原子力、放射線に関する研修や出前講座の実施
- ・ 市、消防署、病院等関係者と連携した原子力、放射線に関する研修・訓練の実施（放射線測定、安定ヨウ素剤の配布、避難等）
- ・ 原子力災害を想定した防災訓練の実施（市民参加を含む）
- ・ 県や関係機関の原子力防災訓練の見学の実施など



【提言5】原子力災害対策に必要な資機材の整備について

緊急時に行う放射線量測定のモニタリングや現場の支援対応に従事する市役所職員や消防団等の安全対策等のための資材を含め、原子力災害対策に必要な資機材を順次、整備を行っていただき、その資機材の継続的な維持管理と緊急時に使用できるように、定期的に使用についての訓練等に努めていただくよう提言します。

【提言内容】

①原子力災害対策に必要な資機材の整備について

- ・ 予算の許す範囲で、資機材の準備が着実に進むよう努めてください。
（防護服、防護用具等〔マスク、眼の防護具、使い捨て手袋等〕、放射線測定器、広報車、SNS等含む情報伝達体制など）
- ・ 緊急時に迅速な対応ができるように、定期的な使用訓練に努めてください。



【資料編】

1 米原の原子力防災を考える市民委員会の開催経過（概要）

○第1回市民委員会【平成31年3月9日（土）午後2時から】

- ・ テーマ「原子力防災とはどのようなものか いかにも備えたら良いか」
- ・ 講師 守田 敏也 氏（篠山市原子力災害対策検討委員会委員）

※2011年3月に発生した東日本大震災による福島原発事故や近年全国で相次いで発生している災害を例に、原子力災害に対する備え（安定ヨウ素剤や避難等）について、兵庫県篠山市（現在：丹波篠山市）での取組事例などを学びました。

○第2回市民委員会【令和元年6月15日（土）午後2時から】

- ・ テーマ「滋賀県における原子力防災対策について」
- ・ 講師 柏 貴子 氏（滋賀県原子力防災室）

※県が作成した原子力防災ハンドブックによる説明や放射線の測定（遮へい測定等）を体感しながら、県の原子力災害対策などの基礎的知識を学びました。

○第3回市民委員会【令和元年8月31日（土）午後2時から】

- ・ テーマ「滋賀県の原子力医療（安定ヨウ素剤に関すること）について」
- ・ 講師 中村 誠昌 氏（長浜赤十字病院）

※安定ヨウ素剤は、服用するタイミングが最も重要であることを学びました。（甲状腺被ばくは、放射性ヨウ素を吸入するまでの24時間以内に安定ヨウ素剤を服用することにより、90%以上の抑制効果が期待できる。）
*市は全住民分の安定ヨウ素剤を備蓄しています。（保管場所：米原診療所）

○第4回市民委員会【令和元年11月16日（土）午前10時から】

- ・ テーマ「米原市の原子力防災対策についての意見交換」

※市の原子力防災のあり方について、主に「安定ヨウ素剤」「避難」を検討項目として、各委員のそれぞれの立場での視点も含め、意見交換を行いました。
また、市への提案に関して、別途期間を設定し、各委員から意見を伺いました。

○第5回市民委員会【令和2年12月5日（土）午後2時から】

- ・ テーマ「米原の原子力防災のあり方についての検討議論・意見集約」

※これまでの委員会および各委員から出された意見を踏まえ、市の原子力防災のあり方の検討課題を議論し、委員会の所掌にある「市への提案内容」について、「安定ヨウ素剤」や「避難」に加え、「住民への情報や学習機会の必要性」を各委員と共有を図りました。*翌3月までに提言書を取りまとめ市長へ直接提出することを確認

米原の原子力防災のあり方について【委員意見の要約】 ※第5回資料

■検討項目1 安定ヨウ素剤について（米原市としての備蓄場所や配布方法のあり方） ※現在の備蓄場所は1か所【米原診療所】

<備蓄場所>

- ・備蓄場所は複数あるとよい。伊吹山東地域からは遠い。1か所では迅速な配布が困難。
- ・旧4町に1か所または2か所（各避難場所や病院、薬局、市の庁舎、出先機関など）
- ・事前配布の場合は自己管理(備蓄)になる。紛失の懸念もあり1か所でよいという考え方もある。

<配布方法>

- ・必要な市民に対して配布するというスタンスで臨んで欲しい（住民への情報提供）
- ・使用期限（3年または5年）に合わせて、医師、薬剤師の方の同席のもと啓発の場を設けるのがよい。
- ・平時に予防服用に関する問診票等、医師や薬剤師さんから説明を受ける機会を作り、事前に学習を深めておくと、配布と服用がスムーズに行われると考えます。
（年1回程度の講習会）

■検討項目2 避難計画について（5つのパターン）

- ①避難の準備 ②屋内退避（自宅等） ③コンクリート施設への屋内退避
④市内避難 ⑤市外避難

- ・基本的な避難方法は5つのパターンでよい（「早めに」「できるだけ遠くに避難するべきだ」と補足説明を加えるとよい）
- ・原子力災害が起こった場合、UPZ圏内の市町の避難が優先されることが想定されるので、米原市としてはコンクリート施設への屋内退避がよいと考えられる。ただし、具体的に市内のどこに避難すればよいかを具体的（事前）に明示していく取組が必要。
- ・避難の方法や流れについては、滋賀県と同じでよい。
- ・何が起こるか分からないことを想定して、やはり市外への避難も考えておくべきだと思う。（市外地域との連携も結んでおくべきである。市外避難の手順など）
- ・避難については、高齢の方やすぐに避難できない方も多数おられると思うので、避難先（市内のコンクリート施設等避難場所）によって、地域ごとに避難方法が変わってくることも考えられる。
（例えば、地域ごとに5つの避難パターンの優先順位を決めてそれに沿って行動する等）
- ・市からの信頼できる正確な単一情報を様々な媒体（防災アプリ、SNS、ZTV、放送等）で流してほしい。（通常災害とは異なりパニックになる可能性が高いため発信元の一元化）
- ・訓練の必要はある。原子力災害の危険性についても、住民に周知する必要がある。
（大津市ではUPZ圏外にもかかわらず訓練を行っている）

- ・情報伝達（避難の指示）について…情報は、行政が住民に必要な情報を的確に伝えることが大切（防災無線、SNSだけでなく、職員が広報車で繰り返し巡回広報することも必要）
- ・原子力災害に備える装備や資材について、必要なものから計画的に順次そろえることが必要。（UPZ圏外で国予算が付かない面もあるが…）
- ・市も原子力防災について（訓練）を実施されるようになったが、もっと広報等を通じて、市民に情報提供してはどうだろうか。例えば3.11の機会などに、市民にも原子力防災を考える機会（研修や訓練等）を増やすことはできないか。
- ・この市民委員会で、はじめて米原市地域防災計画の中の原子力災害対策編を読んだが、まだまだ知らないことばかりで、皆と知っていることを増やしていきたい。（学習の場も設けてほしい）
- ・市民委員会で原子力防災を学ばせていただいた。施設では地震訓練をしているが、原子力災害の避難訓練も今後できればと思う。
- ・いざと言う時にどのような行動を取るのか、市民には事前に周知（広報、説明会等）をしておく方がよい。消防団としても、いざと言う時、どのような注意をして行動を取るべきか知るべきではないか。一度、消防団員への講習会（講師を招いて）を行ってはどうか。（消防団への定期的な勉強会や訓練）

2 米原の原子力防災を考える市民委員会設置要綱

平成31年1月10日

告示第8号

(設置)

第1条 米原市は、原子力防災の在り方について市民と行政がともに考え、原子力に関する正しい情報を学び、総合的な見地から検討、研究等を行い、市民の安全の確保に資するため、米原の原子力防災を考える市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議、意見交換、検討および研究を行う。

- (1) 原子力に関する現状および課題等に関すること。
- (2) 原子力防災対策に関すること。
- (3) 原子力防災に関する市への提案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、原子力防災の在り方に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 専門的な知識を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第2号に掲げる者をコーディネーターとし、委員会の全体の進行およびとりまとめを行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の自主性を尊重し、自主運営とする。

2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、またはその意見を聴き、もしくは説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。

3 米原の原子力防災を考える市民委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	備 考
コーディネーター 2号委員	みさわ つよし 三澤 毅	京都大学複合原子力科学研究所 教授
3号委員	とだ わたる 戸田 亙	米原市消防団
3号委員	ほりえ まさゆき 堀江 雅行	米原市PTA連絡協議会
3号委員	よしだ たかし 吉田 卓史	米原市学校運営協議会
3号委員	たなべ きょうこ 田辺 京子	米原市地区赤十字奉仕団
3号委員	なかがわ きよなり 中川 清成	米原市社会福祉協議会
3号委員	のいしき じゅんこ 野一色 順子	米原市女性の会
3号委員	みたむら けんじょう 三田村 健城	※平成31年3月31日まで 米原市自治会連絡協議会
3号委員	いとう のぶよし 伊藤 信義	※令和2年3月31日まで 米原市自治会連絡協議会
3号委員	しげよし ゆたか 重吉 豊	※令和2年6月1日から 米原市自治会連絡協議会
1号委員	わたなべ ゆう 渡部 優	公募委員
1号委員	てらむら かずみ 寺村 和美	公募委員

※1号委員：公募よる市民

2号委員：専門的な知識を有する者

3号委員：関係団体の代表者